

# 福島のおゆき国会日誌

## <衆院議長不信任案棄権・内閣不信任案反対>

私たち有志の会は、9日衆議院の本会議で行われた細田議長不信任決議案に棄権、岸田内閣不信任決議案に反対票を投じました。

私は議長不信任案については、「週刊文春」の報道で勢いづいて出した不純極まりないもので、採決にかけること自体が馬鹿馬鹿しい。内閣不信任案については、150日もの国会審議で真剣に政府与党と対峙しないでこれだけ弛緩した国会論議に墮落させて、会期末になって言い訳のように対立しているふりをするために出す政治姿勢自体が支持できない、と考えました。

今の国会は、こんな茶番をやっている場合ではありません。今の野党には、あまりにも真剣で本質的な議論は少なく、口先と見かけを取り繕うばかりで、行動のない政治になってしまっています。こんな政治ではいけない、このような思いで引き続き仲間たちと共に行動してまいります。

## <国土交通委員会で質疑、反対討論に立つ>

8日、今国会最後の質疑の機会となる、国土交通委員会での自動車損害賠償保障法改正法案の質疑に立ちました。私たち有志の会は、この法案に反対いたしました。

質疑と討論で私は、被害者保護の増進のために安定的な財源措置を講じることに賛成だが、この法案には看過しがたい重大な欠陥があると指摘しました。

それは被害者保護増進等事業の原資とされる「賦課金」は、強制加入の自賠責保険に付加されて徴収され政府に納付されるため、事実上税金と同じような性格を持つ特殊なものです。よって、その用途については厳格な限定が必要だと考えます。

しかし、賦課金で実施される「自動車事故の発生の防止を図るために必要な事業」は独立行政法人で行われ、その個別事業について国会における予算案の審査も決算の承認も行えません。仮に事業が拡大して賦課金を増額する場合も、その額は政令で定めるものであるため国会は関与できません。このような制度は、財政民主主義にも租税法律主義にも反する憲政史上の汚点となるものと言わざるを得ず、自動車ユーザーの理解を到底得ることはできないと考えます。

## <YouTube れいわ新選組 たがや亮衆議院議員との対談>

この国会を通じて、与党と真剣に対峙せず、むしろ円満な議事に協力してきた野党第一党が内閣不信任案を出すというのは、現場にいるものとして到底理解できません。それはなぜなのか、国土交通委員会で隣の席に座り、日頃より国会運営を含め様々な意見交換を行っている れいわ新選組国会対策委員長 たがや亮衆議院議員と対談し、YouTube にアップしました。ぜひご覧ください。



## <国会見学 随時受け付けております>

通常国会も残りわずかとなりましたが、国会見学を随時受け付けております。時間が許せば私自らご案内いたします。



委員会質疑や有志の会の同僚議員との対談などがYouTubeでご覧いただけます。

こちらのQRコード❶を読み込みください

衆議院議員 福島伸享事務所

【国会事務所】〒100-8982 東京都千代田区永田町 2-1-2

衆議院第二議員会館 419 号室

TEL 03-3508-7262 FAX 03-3508-3532

